

平成 2 5 第 1 回臨時会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 1 回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成 25 年 1 月 28 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 1 月 31 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 25 年 1 月 31 日 午前 11 時 6 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	×	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○			
住民企画課長	鵜田 憲治	×			
住民企画課主幹	横山 智	×			
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○			
保健福祉課長	山田 英孝	○			
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
建設課長	江草 智行	○			
建設課主幹	金野 茂幸	○			
会計管理者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事 務 局 主 任	小西美和子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 藤原 英男 8番 山内 彬
2			会期の決定	1月31日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	議案	1	平成24年度津別町一般会計補正予算（第7号）について	
6	報告	1	例月出納検査の報告について（平成24年度11月分、12月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまより、平成 25 年第 1 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において  
7 番 藤 原 英 男 君            8 番 山 内      彬 君  
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。  
○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げ

ます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 1 分

再開 午前 10 時 2 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ、再開します。

#### ◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

副町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君）〔登壇〕 町長に代わりまして第 1 回津別町議会臨時議会の行政報告並びに提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本日ここに第 1 回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12 月定例議会後の行政報告と本日付議いたしております議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。1 月 22 日、津別町消防功労者、細川秋男

様にご逝去されました。故人は消防団員として 31 年間もの永きにわたり、災害の未然防止に献身的なご努力をいただき、住民の安全確保に多大なご貢献をいただきました。故人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、寄附についてであります。12 月 26 日、一条通、水上博様より、津別町の振興に役立ててほしいと 50 万円のご寄附をいただいたところであり。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

また、1 月 21 日には、津別新報社社長 相澤真由美様より、社長就任を記念して野宮貞市氏写真集「つべつ輝く光彩」100 冊を寄贈いただいたところであり。ご寄贈いただきました写真集については、ご指定のとおり平成 25 年新成人に送付するとともに友好都市である南アルプス市、台湾二水郷、船橋市等に進呈し、図書館や観光協会等に置いていただく中で津別町を PR していきたいと考えているところであり。

さらに、例年寄附をいただいておりますつべつかわら版福祉基金（代表 大東 勲様）主催によるカレンダーの展示即売会の売上金 4 万 3,000 円分が本年も中央公民館図書室の一般図書購入代としてご寄贈いただいたところであり。毎年のご厚志に対し、衷心より感謝申し上げます次第であります。

次に、障がい者の人権を考える講演会についてであります。12 月 18 日、林業研修会館におきまして「障がいのある人のための権利擁護」と題し、民生委員や福祉団体役員など町民 30 名の方々の参加をいただき開催いたしました。今回の講演会は 10 月 1 日に施行となった障がい者虐待防止法の内容などを学ぶため、東京第二弁護士会所属の関哉直人弁護士を招いて行われ、障がい者虐待には、養護者によるもの、施設従事者によるもの、職場の使用者によるものがあり、私たち国民にも虐待を受けたと思われる場合は、市町村役場に通報義務があることなどを学びました。今後も障がい者の尊厳を守り、自立と社会参加が図られる地域を目指し、取り組みを進めていきたいと存じます。

次に、献血活動功労団体感謝状の伝達についてであります。12 月 21 日、町長室において、永年献血活動に功績のあった企業・団体に日本赤十字社北海道支部長による

感謝状の伝達が行われました。感謝状を受けたのは、丸玉産業株式会社、有限会社石橋商事、津別ライオンズクラブの3企業・団体で、いずれも15年以上に及ぶ献血活動への功績が認められたもので、これまでのご功績に対し、心から敬意と感謝を表すところです。

次に、ホワイトスクールについてであります。平成21年より船橋市青少年交流協会主催の冬事業として毎年津別町を訪れておりますが、今年は12月23日に来町し実施されました。参加者は、船橋市の小学生22名、中学生6名、引率者6名で、津別町の子どもたち8名も参加する中で、氷柱抱きつき、そりを引っ張るリレー、キックゴルフなど、寒さを忘れゲームを楽しみました。このホワイトスクールは、両市町ともに青少年交流を通じて子どもたちの交流の輪が広がるよう、さらに充実させていきたいと考えています。

次に、森林管理認証についてであります。平成24年12月26日付で津別町有林(1,359.79ヘクタール)が一般社団法人「緑の循環」認証会議(SGEC)による森林管理認証を取得したところであります。森林管理認証は、適切な森林管理や持続可能な森林経営などが行われているかなど、一定の基準と指標に基づき審査機関が書類審査と現地審査等を行い、森林や経営組織を認証するもので、これまで「愛林のまち」として津別町が取り組んできた森林整備をはじめとした各種事業が評価されたものであります。認証の有効期間は平成29年12月までの5年間で、毎年、基準に沿った管理審査が実施されることとなりますが、町民の財産である豊かな森林資源を将来につなげていくため、今後も関係機関等と連携しながら、適正な森林資源の管理保全と森林経営を進めてまいります。

次に、全道リコーダーコンテストの結果についてであります。1月11日に札幌市で開催されました「第27回全道リコーダーコンテスト」において、活汲小中学校の児童・生徒の皆さんが小学校重奏の部、中学校重奏の部、小中学校合奏の部の3部門において金賞の栄誉に輝き、全国大会出場権を獲得しました。これにより、3月27日に東京都で開催の全国大会へ出場する運びとなりましたが、その栄誉を称えますとともに、平成15年から11年連続となる全国大会での活躍に期待するものであります。

次に、成人式についてであります。1月13日、中央公民館において、町内・町外

合わせて54名、(男26名、女28名)の新成人と多くの来賓の皆様、そして父兄の方々に見守られ、厳粛な中で成人式を挙げていただきました。式典では、町民憲章の朗唱や希望に燃える力強い成人の誓いが述べられ、明日を担う若者の熱気あふれる雰囲気の中で式典を終えることができました。また、この日は、恒例となりました北見室内管弦楽団の皆様によるオーケストラ演奏などで、新成人の門出を祝ったところであります。新成人の皆様方には、これからの社会や津別町を担う若者として大いに期待するところであります。

次に、筑波大学ラグビー部についてであります。同部は平成10年より毎年津別町で夏合宿を行っており、先の関東大学リーグ対抗戦では創部以来、初の優勝に輝く快挙を成し遂げられました。さらに余勢をかって出場した全国大学ラグビー選手権でも、国立大学初の大学日本一を目指して、決勝戦へと駒を進めましたが1月13日、国立競技場で行われました帝京大学戦では、果敢に攻め続けたものの22対39で惜敗し、準優勝という結果となりました。大学日本一は逃したものの、国立大学の準優勝は大変素晴らしい成績であり、来年こそ大学日本一に輝けるよう、今後の活躍を大いに期待したいと思います。

次に、北海道警察北見方面美幌警察署相生駐在所の存続陳情についてであります。先に美幌警察署長より本年度3月末をもって廃止の意向が示され、地域住民にも説明会が開催されたところですが、相生、布川地区住民が安心、安全に暮らしていくためのよりどころである駐在所の廃止について、1月11日に北見方面本部及び美幌警察署、1月15日には北海道警察本部に対して存続の陳情を行ってきました。残念ながら白紙撤回には至っておりませんが、本年3月末廃止については平成25年度中とする方向で再考されることとなり、正式な回答は、美幌警察署長より行われることになりました。

次に、小規模多機能型居宅介護事業所公募結果についてですが、10月1日から12月21日までを期間として小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業者を公募したところ、2事業所から応募がありました。1月16日、地域密着型サービス運営委員会の選考委員によるプロポーザルのヒアリングが行われ、厳正な審査の結果、佐呂間町に本社がある株式会社エムリンク(代表取締役 本見研介)に決定した旨の答申を受けたところです。この公募には、併設する住宅として障がい者と高齢者向けの共生型住

宅（10戸）の建設を条件としており、現在、飽和状態になりつつある居宅介護サービスの利用や高齢者向け施設の待機状態の緩和が期待され、平成26年4月の事業開始に向け建設準備が行われることとなります。

次に、津別町歌謡連合会設立30周年記念式典並びに新年カラオケ発表交流会についてですが、1月20日、中央公民館において開催され、記念式典では歌謡曲の普及振興に貢献された5名の方々が表彰され、その後の新年カラオケ発表交流会では会員36名の方が自慢のノドを披露され、節目の年を祝っておりました。今後とも町民の方に慕われる歌謡曲の普及を目指し、堅実な活動により津別町歌謡連合会が発展することを願いたいと思います。

次に、オホーツク脳卒中町民公開講座についてですが、1月26日、中央公民館においてオホーツク脳卒中研究会（代表幹事 オホーツク海病院伊藤院長）主催による町民公開講座が行われ、脳卒中の予防と兆候を学ぼうと170名を超える多くの町民が参加され、関心の高さを感じたところでもあります。講座は、津別病院相澤院長を座長に、「津別町の脳卒中患者の現状からみた健診の重要性」を町の織田保健師が、「脳卒中の初期症状と救急車を呼ぶ目安」を美幌クリニック藤田院長が、そして「脳卒中の最新治療」について道東脳神経外科病院木村院長から講演があり、脳卒中は時間との闘いでもあり、そのサインを見逃さないことなどを学ぶ機会となりました。

次に、第36回冬季町民スポーツ・スケート記録会についてですが、前日からの吹雪により開催が危ぶまれましたが、1月26日に津別小学校スケートリンクにおいて無事開催され、津別スケート少年団や活汲小学校児童、一般成人など39名が参加し、父母や関係者の応援を受けタイムを競いました。大会運営にご協力をいただきましたスケート少年団指導者、並びにスポーツ推進委員、また早朝よりスケートリンクを除雪していただいた関係者の方々に心より感謝申し上げる次第であります。

次に、津別町国民保護計画及び津別町地域防災計画の変更についてですが、東日本大震災等の災害教訓や法律の改正等を踏まえ、国・道の計画との整合性を図りながら見直しを進めてきたところですが、このほど計画の変更について道との協議を了したところでもあります。防災の基本は、「自らの身の安全は自らが守る」ことであり、町民の皆さんと協力しながら、「減災」の考えを基本方針とし、災害による被害をでき

る限り抑えるための体制づくりを進めてまいります。

引き続き、本日の付議議件について提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「平成24年度津別町一般会計補正予算（第7号）について」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,478万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億5,340万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、灯油価格の高騰に伴う福祉灯油助成事業に係る経費並びに特定公共賃貸住宅建設整備事業の継続費設定に伴う補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして、歳出、歳入の順で申し上げます。

歳出では、民生費で、老人福祉扶助費等として218万3,000円の追加、土木費で特定公共賃貸住宅建設整備事業を5,697万円の減額。

歳入では、国庫支出金で2,563万6,000円の減額、繰入金で214万9,000円の追加、町債で3,130万円の減額をするものであります。

このほか、継続費の設定及び地方債補正として変更1件を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明に代える次第であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第1号 平成24年度津別町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

青柳主査。

○財政担当主査（青柳朋幸君） ただいま上程となりました議案第1号 平成24年度一般会計補正予算（第7号）につきまして説明いたします。

それでは、各条項をご覧ください。第1条につきましては、歳入歳出予算からそれぞれ5,478万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を50億5,340万7,000円とする

ものであります。今回の補正につきましては、提案理由で説明しましたとおりですが、主な補正内容について説明させていただきます。

それでは、歳出を説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。民生費、老人福祉扶助費等は、今日の灯油価格の高騰により影響が深刻となる低所得者に対し、福祉灯油助成事業を創設し、218万3,000円の増額補正をお願いするものであります。詳細につきましては、保健福祉課長より説明がございました。

次の土木費、特定公共賃貸住宅建設整備事業は、12月定例会において補正をいただいた建設工事費について、次年度にまたがる事業費を年割額としてあらかじめ定め継続費を設定したことから、5,697万円の減額補正をお願いするものです。

それでは、歳入にお戻りください。4ページ、5ページをお開きください。国庫支出金、社会資本整備総合交付金は、特定公共賃貸住宅建設整備事業の次年度事業費分として2,563万6,000円の減額補正をお願いするものであります。次の繰入金、財政調整基金繰入金は一般財源分として3万4,000円の減額補正、福祉基金繰入金は、福祉灯油助成事業として218万3,000円の増額補正をお願いするものです。次の町債、公営住宅建設事業は、特定公共賃貸住宅建設整備事業分として3,130万円の減額補正をお願いするものです。

第1表にお戻りください。第1表につきましては、ただいま歳出・歳入で説明いたしました内容をそれぞれ集計し、第1条の条項どおりにするものです。

第2条第2表の継続費は、特定公共賃貸住宅建設整備事業について、経費の総額及び年割額を定めるものです。

第3条第3表の地方債補正であります。1の変更は、特定公共賃貸住宅建設事業に係る公営住宅建設事業として限度額を3,130万円減額し9,110万円とし、総限度額を3億7,786万8,000円とする補正をお願いするものです。

以上説明しましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま説明が行われました一般会計補正予算の福祉灯油について、今年になってから灯油価格が大きくなったことに伴いまして、所管の委員会でも協議がなされていないことから、別紙の臨時会説明資料に基づきまして、

福祉灯油購入費助成事業の概要について説明をさせていただきたいと思います。

はじめに目的についてです。円安等の影響もあって、需要期に入って灯油価格の高騰が続いております。特に低所得者の高齢者やひとり親家庭に与える影響が大きいいため、灯油購入費の一部を助成し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としております。

助成対象世帯は、今年2月1日を基準日に住民登録があって、今年度の町民税非課税世帯の中で、一定の収入要件に該当する高齢者世帯とひとり親家庭が対象世帯となります。ただし、福祉施設入所者、町内では特別養護老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、福祉寮、あと住民票はそのまま置いてあって町外の福祉施設に入所されている方、こういった福祉施設入所者と生活保護世帯は除きます。この対象世帯は、平成20年度に福祉灯油の事業を実施した際の対象世帯と同様で、まず高齢者世帯は、①として70歳以上の独居、ひとり暮らしの世帯で、年収が83万4,000円未満。②が同じ70歳以上のひとり暮らしで年収が83万4,000円以上148万未満の世帯です。③は、65歳以上の者で構成している世帯で、70歳以上の方が1人以上いる世帯で、その方の世帯の年収が124万1,000円未満の世帯。④は③の世帯と同様で、世帯の合計年収が124万1,000円以上193万未満の世帯となります。

ひとり親家庭等は、母子家庭で18歳未満の子を扶養している方。あるいは父子家庭で18歳未満の子を扶養している方。③として両親が死亡などでいなくて、18歳未満の子どもさんを扶養している世帯で、このひとり親家庭等は、非課税世帯であれば収入要件はございません。

3番目の助成の額です。今回は、後ほど説明をいたしますが、現金にて助成をすることとし、1世帯当たり1万5,000円としております。この額は、およそ灯油150リットルに相当する金額となります。ただし、高齢世帯の中で、ここで言ったら②、④の世帯につきましては、灯油75リットル相当分に当たります7,500円が助成の額となります。

助成の方法については、年収等がわかる書類を添付していただいて申請をしていただき、所得あるいは家族構成など審査の上、指定口座に振り込むこととします。

申請の期間は、2月4日の月曜日から3月31日までとしております。なお、活汲、

本岐、相生地区につきましては、2月8日に現地に出向いて申請を受け付ける予定にしております。

今回補正をお願いする金額の算定内容を6番目に記載をしております。ここで総件数というのは住民票で該当になった例えばひとり暮らしの世帯であるとか、そういう住民票で拾い上げた町民税非課税世帯の件数になります。そのうち収入要件に該当すると見込まれる世帯が対象見込みの世帯数となります。これに助成額を掛けたのが金額欄となります。ひとり親家庭も含めまして、下で太字で囲っておりますが、合計しまして217世帯を見込みまして、218万2,500円という金額で、今回218万3,000円の補正をお願いしようとするものであります。

2ページから参考資料を載せております。灯油価格の推移については、一番後ろの4ページをご覧いただきたいと思いますが、ちょっと西暦になっておりますが一番左側の2008年、平成20年1月ですが、98円になったということで、19年度になりますが20年の1月、2月、3月と福祉灯油事業を行っております。その後、この表では一番高く2008年、平成20年8月が134円という金額になっておりますが、この年も福祉灯油を行っておりますが、ただ、需要期であります2008年12月、平成20年12月から3月にかけては、この需要期にかけては60円台ぐらいまで実際のところは価格が下がってきたという状況になっております。その後は、70円台、80円台と推移をしております、23年から90円台と徐々に上がってきた経緯があります。そういうことで今回100円台に入ったということで、この事業を実施していこうと提案を行っているところであります。

2ページのほうに戻っていただきたいと思いますが。現在の価格、町内に灯油業者3社ありますが、いずれも税込みでリッター当たり104円ということで聞いております。下がる気配が今後もないということから今後の事業実施を行うものであります。

次に、オホーツク管内の状況について、今月の22日現在ですが、福祉灯油実施予定が津別も含めまして7市町、検討中が7市町、今のところ実施予定なしが4市町という状況になっております。

また、今回現金支給としておりますが、助成の方法について検討を行ったのが3番目の助成実施方法の検討になります。今まで、19年度、20年度と灯油券による助成を

行っておりました。この中で対象者にとっては申請と灯油券の受け取りという形で2回役場に来ていただいております。また、灯油業者にとっても、ローリーで灯油タンクに入れるため指定された灯油料を入れるのがなかなか難しく、役場への請求も納品書を再度切り直しをする必要があるという、そういう煩雑だということで、事務改善に向けた要望が20年度のとときにあったことで、灯油券でのデメリットをここに記載しております。それで今回行います現金の場合ですが、灯油に実際にこの金額が使われたかどうかという、これを確認することができないというデメリットがある反面、対象者にとっては役場への手続きは申請のときだけの1回で済むこととなります。特に今まで実施をいたしました19年度、20年度は、12月中に手続きが行われてきたときと違いまして今回は、雪があり路面も滑りやすいこの2月の時期での申請となります。対象者も70歳以上の高齢者ということも考慮いたしまして、手続きの簡素化を行うため現金支給とさせていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。なお、19年度のときの資料でございますが、このときも下のほうに米印で書いておりますが、現金6市町があった状況になっております。

3ページは、今までの福祉灯油の実施状況の比較表になります。対象者は、19年度、20年度、そして今回も同じです。所得状況等による制限が19年度は高齢者世帯、収入区分1区分でしたが20年度に対象者の収入区分を拡大し行っておりまして、今回はこの20年度の収入区分を使って20年度と同じ状況になっております。助成内容は、19年度が世帯当たり200リットルでしたが、20年度は150リットルと75リットル。今回は期間は短いですが、同じ20年度とリッター数相当分として1万5,000円、7,500円の現金支給を考えているところです。その次の執行額、実際の認定世帯を記載しております。平成19年度は、117万9,465円の執行額で、高齢世帯が46世帯、ひとり親世帯が14世帯の60世帯が認定を行ってます。20年度は114万1,041円の執行額で高齢世帯124世帯、ひとり親世帯が18世帯、合計で142世帯を認定をしていた経緯がございます。

以上ご説明申し上げましたので、よろしくご審議方お願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 1点だけ申し上げたいと思います。この制度については、恵まれない世帯に福祉施策をやるということで、これには異論がございません。ですけども、2の助成対象世帯の関係で、(1)にいろいろ4点ほど述べられてますけども、これは前回のときに実際にあった話なんですけども、お年寄りの2人世帯で、この表でいくと②に属すると思うのですけども、それともう1世帯は③くらいに属するかなというふうに思うのですけども、③の世帯でたまたま認知症にかかった子どもがいて、その人は病院に長期入院というふうな形になって、結局それは65歳以下だったものですから、二人世帯で所得の多い世帯が福祉灯油が当たって、たまたま認知症にかかった若齢の者がいたためにそちらのほうは当たらないと。こういうふうな矛盾があつていろいろ話を聞いた部分があります。ですから、高齢者世帯の定義関係で、要件の新設がいいのかどうかあれなのですけども、例えば同等の世帯でというふうなことだとか、実際に当たるのだけれども、長期入院する認知症以外の部分もあるかもしれませんけれども、そういう世帯、これ数にしたらなんぼもないと思うのですけれども、それらは3月まで例えば推移を見てということもあると思いますけれども、そういうものについて支給の対象にできないのかどうか、この点についてちょっと1点だけお話をしておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま谷川議員のほうから対象者の拡大についてのご質問だったと思います。この対象者をどの範囲までするのかといった部分は、19年度、20年度の中でも協議が行われてきたというふうに聞いております。この範囲の考え方は、自治体によって本当に様々でございます。津別のような形で高齢者及びひとり親家庭というふうになっているところもありますし、あるいは障がい者も含めているところもありますし、町民税非課税世帯であれば全世帯対象ですと、そんなふうに考えているところもありますし、あと灯油だけじゃなくて防寒服だとか、そういった部分も対象にしてもいいですよと、本当にその範囲をどういうふうにするのかという考え方はいろいろあると思うのです。津別町の場合は、この83万4,000円とか、あるいは収入の町民税非課税世帯でなくて、収入も基準にしているということは、83万4,000円というのは生活保護世帯の年間の支給額の部分を一つの線としているので

す。それで、本当に大変な生活保護世帯と同等ぐらいの大変な世帯に絞って対象範囲を絞って、そこに厚く支給しようではないかと、そういう形で19年度も20年度もきておりますので、それを踏襲をしたところであります。

今谷川議員のほうからお話がありました前回の例ということでのお話なのですが、この部分も非常に難しいと思うのです。例えば今お話のあった認知症のお子さんがあるといった場合、あるいは例えば子どもさんがいても、その子どもさんが無職で何もしていないのだと。ただ、その場合も仕事ができる体で仕事をしていないのか、あるいは何かの都合で仕事をしていないのかだとか、そういった部分で一人一人のケースで判断をしていくときに、果たしてそこで公正な判断ができるのかといった部分もあるのではないかとというふうに考えています。それで、この場合はよくて、この場合はだめだよというふうな、そういうような方法というのは、とれないというふうにも思っておりますので、今のところやっぱりきちんと線を決めて、対象範囲を決めて支給をするといった部分が一番公平だし、あるいは担当者の主観もそこには入らないというふうに考えておりますので、そういうことをご理解をいただければなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 確かに言われるように線引きをどうするかということについては、確かにあると思います。ですけども、私がさっき言ったように、例えば、認知症で病院に入院している場合は、病院から証明をもらおうとまた金がたくさん受ける人に掛かるから、町のほうで個人情報の保護もあるのだけども、何らかの方法で結局確認する方法論があるんでないのかなと。それは最悪の場合は診断書をもらえば済むことですけども。ですけども、自宅にいて誰も結局証明する者がいないというふうな場合と病院などに入院している場合は、第三者の証明ができるのですから、これは結局本人のほうに例えば話しすれば、例えばそれは3月までぎりぎりまで例えば待つてくださいというふうな形で年度末のぎりぎりの段階まで待つて、結局退院なり何なりの見通しがなければ、それはもう適用できるのではないかなというふうなことで、せめてそのぐらい、件数がたくさんあるのであればこれは私言いませんけれども、ほんのごく限られた件数しかいないというふうに思います。今たまたまその世帯は、そうい

う世帯でなくなったから該当しないのですけれども、そういうふうなことが実態としてあるので、やっぱり何回かの給付実績をしてたら現行要綱なり、この基準のどこに矛盾があるかということについても、一定程度やはり担当部局ではわかるのではないのかなと。というふうなことで、この辺については、結局せっかくこういう温かい手を差し伸べるので十分検討して、この辺の問題について考えてもらう方がいいのかなということだけ申し上げておきます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） そういう世帯の状況というのは、私どものほうも十分承知をしているのですが、ただ、その判断として例えば入院をしているといっても2月1日基準日ですよというふうにした場合に、2月の途中ですぐ退院してきましたとか、申請してからすぐ退院しちゃったとか、あるいは病気が今谷川議員では認知症の方ということなのですけど、その範囲をどういう形で認知症という部分を判断をするのかだとか、さらには障がい者の方がもう一人障がい者の違う人がいたといった場合に、その障がい者の範囲をどこまでみるのかだとか、肢体不自由でみるのか、あるいは内臓障害までみたらいいのかだとか、いろんな範囲というか考え方が出てくるのかなというふうにも思っております。そういう意味では、この高齢世帯以外の65歳未満の方がいるという世帯の対象範囲を絞っていくというのは、相当この場合はだめ、この場合はだめというような感じで、相当事例を挙げないと一つのルールみたいなものが出てこないのかなというような、そんなような考えも持っておりますので、やっぱり人数というか、どこかで線引きをしないとだめだなというような感じで今回の制度の内容にしたということでご理解願えればなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 事務方の説明としてはわからないわけでもないのですけども、例えば2月1日の基準日、これは一般的な世帯は1日ですよ。ですけども、やむにやまれないような事情がある場合については、これにちょっと運用規定か何かの定めをすればいいだけの話で、せっかくここまできてるのだからもうちょっとの結局対応をされる方がいいのではないかなと。やっぱり事務的にいけば、住民基本台帳にただ住民登録されているから、ここはオーケー、ここはだめ、これはもう全く事務的な

私は交通整理でないかなというふうに思うのです。ここで、とりあえず、いろいろ内部的にもいろんなものもあると思いますので、だめかもしれませんが、そういうとりあえず実態にあるということで、これは事務的に十分検討されて特例措置の一つや二つつくっても私はいいのではないかなと。これは乱発はだめですよ、言われるようにわかりますので。その辺十分精査をして温かい施策が行き届くようお願いしてやめたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今谷川議員のほうから1点の指摘がございました。議員がおっしゃることもわからないわけではございません。ただ、ここに推定の部分も200というぐらいの数で、町民全体からすれば極めてやっぱり少ない数になってまいります。多くの方はこれに対象には全くならないわけであります。その中で、給付を行う制度というのは、やっぱり明確な基準でそういう人方も納得いただくためのやっぱり制度でなければならないという側面もある反面持っているというぐあいに思います。このため担当者が単純に裁量が入り込むような間に、そういうような余地ではなくて、やっぱり極力そういうグレーゾーンみたいな形というか、灰色の部分といいますか、その辺はなくすべきだろうというぐあいには含めて、これは基本姿勢として、そういう形では考えていくべきだろうというぐあいに思っております。こういうことを中心に私どものほうで、事務的にはとりあえず進めさせていただきたいと思います。谷川議員が言われるような、そういうようなことが実際出てくるのかどうか、ちょっとこれはわかりませんが、そんなふうにとらえておりますので、基本の部分だけについては、こういう形だということにとらまえていただきたいというぐあいに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 過去の2回の福祉灯油の実施のときも私は言ったと思うのですが、灯油の高騰においては、生活保護世帯の人たちも本当に苦勞をしております。それで、なぜ生活保護世帯を省くのか、国の基本的な姿勢としては、生活保護世帯も入れていいよということだったと思います。私も1回一般質問しておりますので、それは記憶にあるのですけれども、北海道は今回もまたこの生活保護世帯を省くとい

うふうに言っているのかどうか。

それと、3つ目、管内で今あちこちで実施しておりますけれども、生活保護世帯に拡大をしている町が出てきているというふうに思うのですが、そのあたりの詳しいところをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいまのご質問でございますが、福祉灯油が全道的に実施をされました平成19年度のときの資料になりますが、このとき生活保護世帯を対象にしたのは道内で26、オホーツク管内では4自治体があるというふうに聞いております。それで今茂呂竹議員からお話ありましたが、生活保護世帯は、生活困窮者の最たるものだというふうにも考えておりますし、今回除いた理由として、私どものほうとしては三つあるのかなというふうに思っております。一つは、生活保護世帯は、今国によって全面的な扶助を受けていることが一つございます。今回、先ほど申し上げましたが町民税非課税世帯の独居高齢者の収入基準83万4,000円、この金額というのは、生活保護基準にあります衣食を定めたのが第1類、光熱水費などが第2類、これを合わせてさらに冬期の燃料費、冬期加算の年間分、これの合計額が83万4,000円という金額です。これ以下の方がまず1万5,000円分の対象ですということにしているのですが、また、生活保護世帯の場合は、この金額以外に借家であれば住宅扶助が該当になります。さらに病院にかかれば医療扶助が適用されるということで、当然医療の保険料もかかってきませんし、介護保険料もかかりませんし、介護にかかった場合は介護扶助として支給をされるということで、この基準前後の人よりは全面的な扶助を受けているというのが、そういう判断をしております。今回津別の場合は、対象者が結構収入基準で厳しい基準になっております。その基準よりは生活保護の世帯のほうの扶助のほうが多いのかなと、そういう判断をしているところであります。

もう一つは冬期加算が生活保護の場合は支給をされておりますので、本来、この灯油の高騰など社会情勢の変化の分については、国が基本的には加算の増額など、国において考えていくべきではないのかなという判断もしております。

三つ目には、道としての判断がどうなのかなということなのですが、19年度のときは、この福祉灯油を行った市町村に対して地域政策総合補助金の対象になっており

ます。この対象の考え方が、生活保護世帯は除くということになっておりまして、道のほうとしてもそういう考え方が一つあるのかなという、そういう経緯もございます。

今茂呂竹議員お話があったとおり、基本的には生活保護世帯の場合、こういう扶助がされますと、基本的には8,000円までは収入認定しませんよという通知がなされております。ただし、8,000円を超えても状況によっては収入認定にはしませんということになっておりますので、もう一度振興局のほうにも確認をしてみました。それは20年のときに通知が出されているのですけれども、その考え方は今もその後通知がないということで、この考えは生きてますよという、そういう返事をもらってきておりますが、町としては、そういう今申し上げました大きく三つの考え方で生活保護世帯は、今回も除かせていただくという、そういう判断に立ったところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 前回もそのような同じお考えを何回か聞いたような気がしているのですけれども、そこから一歩も前進しないのかなというふうに思うのです。確かに収入の少ない方、生活保護基準以下で暮らされている方は、それなりの本当に厳しい生活されていると思うのですが、だからといって生活保護の方たちが楽な、贅沢な暮らしをしているのかということを見ると、ある程度この中の、例えば7,500円のあたりにでも入れてもらえるのではないかなというふうに私も町長に申し入れもしたこともありますし、今回も1月の21日に生活保護世帯にも拡大していただきたいという申し入れをしたのですけれども、それが生かされなかったということなので、今後お考えいただけないかなというふうに思います。

それから、管内でも、私が聞いた範囲では佐呂間町が生活保護に拡大したという話を聞いたのですが、先ほど3番目の質問に管内で現在どの程度に拡大されているのかお聞きしたかったのですが、そういう資料がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 管内的な今の状況ですが、7市町の情報で振興局からいただいた情報しかちょっとございませんが、生活保護世帯を含めてやっているところ

ろは、収入要件がうちよりは、もっと拡大しているというか、そういう部分で該当されているのかなという判断をしています。網走市が生活保護を含めてやっているということで、網走市は灯油 5,000 円券分ということで聞いております。ちょっと佐呂間町の部分は、対象世帯は入っていたのですが生活保護かどうかというのはちょっと確認をしておりますが、佐呂間町の場合は障がい者の世帯も含めて一定の収入要件だということで1万円と 5,000 円ということで、収入の部分での区分をしているということで聞いております。あと、生活保護かどうかという部分では、該当しているところは聞いていないのですが、7市町の聞いた中では生活保護を含めているというのは、網走市さんしかちょっとこちらのほうでは把握しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 考え方の根本というところで津別町の低所得者は、生活保護以下の方がたくさんあるというようなお考えだというふうに思うし、生活保護へのバッジングも非常に強くなっておりますので、そういうお考えも町民の反発を買うのではないかという懸念から、そういうお考えなのかもしれませんが、やはり 83 万 4,000 円のこの金額ということと、生活保護は同じ基準なのだということであれば、それは当然補助されるべきだというふうに私は考えておりますので、今後お考えの中に入れていただければというふうに思います。終わります。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 私のほうからお話しをさせていただきます。担当課長のほうから今お話しをさせていただいたのは、基本的な今までの考え方を含めてでございます。ただ、そこに話にあったのが 83 万 4,000 円という金額の部分については、生活保護の受給されている方と仮に同じ金額を持ったとしても、同じ金額 83 万仮に収入があった方と比較をさせてもらっても、生活保護の場合の部分については医療の問題ですとか、様々なそういう面で特典があるということで、ここをこの金額をアップしなかったら生活保護受給されている方も同じレベルにならないという実はそういうような問題もあるのではないかなというぐあいにはちょっと考えているところでございます。来年度以降、生活保護費の削減ということも今ちょっと国のほうでは打ち出されてお

りますけれども、そんなところはちょっと注意をしながら見ていかなければならないのかなというぐあいに思っておりますけれども、とりあえずこんなような状況で今年度については進めさせていただきたいというぐあいに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） まずお聞きしたいのは、過去の実績踏まえて想定している件数から申請件数が大分低いと、そういう中から要因はいろいろあろうと思うのですが、今回のこの助成事業についてどのように周知を図るのか、お聞きをしたいのと、よく聞かれるのですけれども、灯油を焚いていない世帯は該当するのかもしれないのかというふうに聞かれるのですけれども、灯油の助成ということでまきストーブを焚いている該当する世帯でこれは該当しないのかと、そういうふうに聞かれるのですが、それあたりどういうふうになるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） この事業の住民への周知の方法なのですが、今日の臨時議会の中で可決をいただければ、広報に折り込んでまず第1弾として住民周知を図っていききたいなというふうに考えています。また、先ほど申し上げましたが本岐、相生、活汲地区につきましては、別途日にちを決めまして、そこで担当者が出向いて説明に行くというふうにもしておりますし、明日、活汲の老人クラブのほうで事業の説明をしてほしいというような、そんなお話もありますので、そういった機会でもこの事業の周知を図っていききたいなというふうに思っています。また、私どものほうで、住民税非課税の税の情報というのは福祉サイドのほうでは、それはとれませんので、ただ、個人情報保護の審査会のほうにお願いをして20年度のときには、こういう情報で使うということで了解をもらっておりますが、今回もそういった方法で税の情報をいただきながら、申請の状況に応じて個人通知もその後していききたいなというふうに考えています。ただ、私どもというか税の情報でも例えば、遺族年金だとか、そういった税のほうに申告しなくていいような、そういう情報というのはやはり本人さんとか、町民の皆さんの申請がないと、そこら辺の情報というのはわからないので、どうしても19年度、20年度のとき予算額との対比がすごく離れていたといった、そん

な経緯もございますが、その辺も今回はある程度見込んだ形での予算計上を行ったところではあります。住民に十分周知ができるようにかわら版だとかあらゆる方法を使いながら周知の方法を考えていきたいというふうに考えてます。

あと、もう一つ灯油以外の部分はどうなのだというご質問ですが、当初現金給付というようなことで、石炭だとかあるいはまきを使っている世帯もどうなのだろうかというようなことで検討を行ってまいりましたが、あくまでも灯油の高騰を受けて影響が出る低所得者世帯に対しての事業だということで、今回も灯油ということで、灯油を使っている世帯ということで限定をして対象者を絞っていかうという、そういう判断をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 周知方法についてはできればきめ細かい対応をお願いしたいのと、高齢者世帯については特に書いたものをただ渡してもなかなかわかりづらい面がありますので、それあたりきめ細かい周知方法をご検討いただければというふうに思います。

そのチラシをつくる時に、できれば灯油以外は今だめだということになっておりますので、紛らわしい判断のする場合にどうかという疑問点を持つ方がいるので、それあたりわかるように書いていただければありがたいと、そういうふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 周知の方法については、対象者の方が漏れることのないような形で今議員がおっしゃったようにきめ細かな対応をさせていただきたいなというふうに思っております。また、チラシの中に灯油だけですよといった表現は、今回のまず第1回目のチラシはそこまでの記載をしておりませんので、2回目以降の周知の中でその辺も対応させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） まきストーブを焚いていて、これを申請に上げたら早く言え

ば世帯まで調べに行くのかどうか、それをちょっと確認をしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） そこまでちょっと担当というか職員のほうで確認というのは、それはちょっと町民の方の部分もすごく信頼関係というのか、そういうのが離れてしまう原因にもなってしまいますので、そこは申請に基づいて信用していきたいなというふうにも思っていますし、対象世帯も高齢者とひとり親家庭ということなので、その辺は大丈夫かなというような判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、報告第1号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成24年度11月分、12月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本臨時会に付議されました事件はすべて終了しました。  
これで、平成 25 年第 1 回津別町議会臨時会の会議を閉じ、閉会します。  
ご苦労さまでした。

（午前 11 時 6 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員